

学校感染症に伴う出席停止について

日ごろより、本校の学校保健活動にご協力いただき、ありがとうございます。

学校保健安全法学校第19条により、以下の疾病にかかった場合の出席停止期間は以下のとおりです。

また、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第5類へ移行され、出席停止期間が変更となりました。

登校を開始する場合には、インフルエンザと同様に下欄「登校許可報告書」が必要となります。主治医の指示のもと保護者の方がご記入いただき、学校までご提出ください。なお、この用紙は学校ホームページからダウンロードできますので、そちらもご活用ください。

	疾病名	出席停止期間
第1種	学校保健法施行規則第19条第1種に記載されているもの	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検体を採取した日から5日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製薬による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（ふうしん）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 など	感染のおそれなくなるまで
	その他の感染症：溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、带状疱疹、ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	条件により出席停止の措置がとられる。

----- きりとり線 -----

登校許可証

大阪府立交野支援学校

令和 年 月 日 ～ 月 日まで

（疾病名 ）にて欠席しました。

医師により登校の許可がでましたので報告します。

受診医療機関 []

診察医師名 []

令和 年 月 日
部 年 組

児童生徒名 _____

保護者名 _____